

特定非営利活動法人ReBit 理事会運営規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人ReBit（以下「当法人」という。）が行う理事会の運営ルールを明らかにし、円滑で適切な審議による意思決定、協議による意見交換及び情報共有を推進することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 会議においては全構成員の意見を適正に考慮しつつ、多種多様な問題について、最小限の時間内に、当法人としての一般的意思を形成することを目的とする。

(権能)

第3条 理事会は、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項を議決する。ただし、雇用契約や資金提供契約の締結などを含め、経営ボードの決定で差し支えないものはその限りでない。

(開催と招集)

第4条 理事会の開催と招集の手続きについては、定款に基づき行うものとする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、開催する。

(会議の構成)

第5条 特定の法人（当法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者の役員総数に占める割合が三分の一以下であること。

(議長)

第6条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(開会の宣言)

第7条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は開会を宣言する。

2 議長は、やむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。

(議題の付議の宣言)

第8条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(審議)

第9条 審議に提案される事案は十分な協議を経たものである必要があり、これに対し最終的に実施の可否を決定するものとする。

2 審議の可否を採決する場合は理事総数の過半数をもってこれを行う。

3 議案に関し、特別の利害関係を有する者は決議に参加することはできない。

4 審議事項につき賛否同数の際は、議長がこれを決定する。

(協議)

第10条 協議は定められた時間内に遺漏なく意見を出し合い、審議に向けて意見を集約するものとし、協議終了時に継続協議か次回審議を決定するものとする。

(報告)

第11条 報告事項は以下の事項とし、簡潔に報告するものとする。

(1) すでに理事会で意思決定した事項の進捗

(2) 理事長・事務局長において決定した事項

(3) 当法人の活動に関係し、今後協議・審議を必要とする可能性のある事

(4) 当法人の活動に関係し、審議を必要としない軽微な事項等

(議事録)

第12条 理事会の議事については書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

2 前項の議事録は、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

3 議事録には、議長及び議事録署名人1名が記名押印又は署名しなければならない。

附 則 本規程は、２０２１年２月７日より施行する。

附 則 本規程は、２０２４年８月１日より施行する。

附 則 本規程は、２０２５年３月１日より施行する。